

四日市市告示第 99 号

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年 3月 23日

四日市市長 森 智 広

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第138号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の <u>3分の2以内</u>とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の <u>2分の1以内</u>とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>2及び3 （略）</p>

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（商工農水部商工課）